

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年4月19日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 業務名

北海道新幹線利用促進事業委託業務

(2) 業務の目的

新函館北斗・札幌間の開業に向けた機運醸成と青森県、岩手県及び秋田県(以下「北東北3県」という。)との交流人口の拡大を通じた北海道新幹線の利用促進を図るため、北海道新幹線を活用したモニターツアー及び道内各地におけるPR活動、旅行商品の企画・商品化、プロモーション等を実施する。

(3) 業務の内容

ア 道央圏の住民を対象としたモニターツアーの実施

- (1) 道央圏の住民のうち小学生とその保護者を対象にJR札幌駅を起点として北海道新幹線を活用した青森県を周遊する旅行プランを提案すること。
- (2) 旅行日数は1泊2日。参加者は10組20人程度とし、参加者の決定(募集、選定)にあたっては、関係自治体と十分に連絡・調整を行うこと。
- (3) 旅行プランには、往復北海道新幹線もしくは、往路または復路に北海道新幹線の利用を組み込むこと。
- (4) 旅行プランには、1箇所以上の北海道新幹線関連施設の見学や体験等を組み込むこと。
- (5) モニターツアーの実施に向けた企画(行程の作成)や関係機関等への連絡・調整、当日の対応等一切の業務を行うこと。
- (6) 北海道公式YouTubeチャンネルにアップロードするため、ツアーの様子動画を撮影すること。また、撮影した動画を編集し、5分程度の動画2本以上を作成すること。なお、モニターツアーの参加者や訪問施設等に動画の撮影や公開等についての許諾を得ること。

イ 北海道新幹線のPR活動の実施

- (1) 北海道新幹線新青森・新函館北斗間の利用促進及び新函館北斗・札幌間の開業に向けた機運醸成を図るため、道内で開催される集客イベントにおいてPR活動を実施すること。なお、実施場所は、道内6圏域(道南、道央、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室)のうち3カ所以上で実施すること。
- (2) PR活動の実施にあたっては、北海道新幹線つなげる応援大使「どこでもユキちゃん」(着ぐるみ2体・道庁所有)を活用するなど、効果的・効果的な北海道新幹線のPRを行うこと。
- (3) 効果的なPR活動のための啓発資材(パネル、パンフレット等)を作成すること。
- (4) 北海道新幹線つなげる応援大使「どこでもユキちゃん」(着ぐるみ2体・道庁所有)のメンテナンス(クリーニング等)を行うこと。

ウ 旅行商品の企画・商品化、プロモーションの実施

- (1) 北海道新幹線を活用し本道に上陸し、新函館北斗駅を起点とする道内周

遊旅行商品を2つ以上企画・商品化すること。

- (2) 旅客ターゲットは、北東北3県在住者とする。
- (3) 旅行の範囲は道南圏にとどまらず、道内広域周遊観光に結びつけること。
- (4) 事業完了後も持続的に、商品が販売できるよう採算を考慮して企画すること。
- (5) 企画した旅行商品のプロモーションのため、北東北3県（各1カ所）等において、駅や街頭空間での広告媒体の掲出や集客イベントへの出店などによるプロモーションを実施すること。
- (6) 効果的なプロモーションの実施のための啓発資材（パネル、パンフレット等）を作成すること。

エ 事業報告書の作成

本事業で実施した内容についてとりまとめた報告書を作成すること。

なお、報告書は、紙媒体（A4判）10部及び電子媒体一式とする。

オ その他

(3) ア～ウの実施にあたっては、関係自治体及び鉄道・運輸機構やJR北海道などの関係機関との連絡・調整を図ること。また、委託者と連絡を密にしながら調整を行い臨機応変に対応すること。

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。
- (2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- (ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、前記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
 - ア 提出期限 令和5年5月2日（火）12:00（必着）
 - イ 提出場所 北海道総合政策部交通政策局交通企画課（担当：浅井）
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-231-4111（内線23-814）
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書等の交付期間及び場所

- (1) 交付期間
令和5年4月19日（水）から5月2日（火）まで
- (2) 交付場所
前記3の（1）のイに同じ。
ただし、交付期間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までとする。
なお、北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/index.htm>）からもダウンロードすることが出来る。

5 企画提案書の提出期限及び場所

- (1) 前記3の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出及びヒアリング審査への出席を要請する。
- (2) 前記（1）の提出要請を受けた者は、次のアからウに定めるところにより、企画提案書の提出を行うことができる。
 - ア 提出期限 令和5年5月15日（月）17:00（必着）
 - イ 提出場所 前記3の（1）のイに同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

6 提出の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者のした提案は無効とする。

7 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者からの企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を行い、選定基準に従った配点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、各審査項目の合計得点を標準点以上とした審査委員が過半数を超え、かつ、すべての審査委員が選定に合意した1者を選定する。

なお、企画提案書の提出が多数ある場合には、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められるおおむね10程

度のヒアリング審査参加者を選定する。

8 契約手続き

選定された企画提案書を作成した者を見積書聴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(4) その他

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。

エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。

オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。

キ 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。

ク 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。

ケ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。